

暴風警報等発令時における児童の登下校と授業の実施について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、暴風警報発令等があった場合には、児童の安全確保と混乱回避のために万全を期したいと考えています。

つきましては、下記事項をご理解のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。なお、テレビ・ラジオ等の気象情報にも十分ご注意ください。

記

1. 始業前に、「暴風警報」「暴風雪警報」が、伊賀地方・三重県北中部・三重県全域に発令されている場合

- (1) 児童を登校させないで自宅待機させてください。学校からの連絡はありません。
- (2) 午前11時までに警報が解除されない場合は、その日の授業は中止しますので登校させないでください。学校からの連絡はありません。
- (3) 午前11時までに警報が解除された場合は、次のいずれかをスマート連絡帳等で連絡します。連絡があるまで自宅待機させてください。

<授業を行う場合>

- ・家で昼食をすませてから登校させてください。
- ・通学路の安全を確認してから登校させてください。
- ・通学団で登校させてください。
- ・午後1時をめぐりに授業を始めますので間に合うように登校させてください。

<授業を行わない場合>

- ・終業時刻(午後3時頃)までは家で学習をさせてください。
- ・危険な場所等、外へは出ないようにさせてください。

2. 始業後に、「暴風警報」「暴風雪警報」が、伊賀地方・三重県北中部・三重県全域に発令された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、児童をなるべく早く帰宅させます。
- (2) ただし、台風の中心位置・進行方向・速度等、発令時における気象状況・道路・橋梁・浸水の状況などを判断して、安全に帰宅させることが困難だと思われる場合は、学校で待機させます。
- (3) いずれの場合もスマート連絡帳等で連絡します。

3. 「大雨警報」・「洪水警報」が、伊賀地方・三重県北中部・三重県全域に発令された場合

- (1) 原則として、授業は実施いたしますので、平常通り登校させてください。
- (2) ただし、局地的に相当量の降雨があり、通学路が危険な状況にあって登校が困難なときは、学校へ連絡の上、自宅待機させてください。